



教職員レッド・ページ概要ノート(その7):
東京都における教員レッド・ページ(その2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005471

教職員レッド・パージ概要ノート（その7）

— 東京都における教員レッド・パージ（その2） —

明 神 勲

北海道教育大学釧路校教育学研究室

A Note on the Red Purge of Schoolteachers and Officers (7)

— On the Red Purge Case of Schoolteachers in Tokyo (2) —

MYOJIN Isao

Department of Science of Education, Kushiro Campus

Hokkaido University of Education, Kushiro, 085-8580

目次

はじめに

- 一 第三次吉田内閣の反共攻勢と「団体等規正令」の制定
- 二 GHQによるレッド・パージの示唆と政府・文部省によるレッド・パージ指示
- 三 東京都におけるレッド・パージ方針の決定
- 四 辞職勧告の実施と被勧告者たちの対応
- 五 追放者リスト

（以上、本学紀要 第55巻第2号）

六 東京都における教員レッド・パージ反対運動の概要

七 レッド・パージの影響

おわりに

（以上、本号）

概要

本稿では、前号を引き継ぎ東京都における教員レッド・パージについて検討を行い、以下の諸点を明らかにした。

第一に、東京におけるレッド・パージの特徴である全国最強の反対運動（教員組合、父母・地域の反対運動及び児童・生徒の支援運動）の実態とそれを可能にした要因について分析をおこなった。第二に、レッド・パージが教員組合運動及び教育実践・研究と学校運営などの教育民主化運動に与えた影響について、関東地

方民事部資料及び「教育復興綱領」を基に考察した。以上の考察をつうじて、東京における教員レッド・パージの実態に関して、これまでの蓄積に加えてその全体像を全面的・立体的に描くことを試みた。

六 東京都における教員レッド・パージ反対運動の概要

(一) 追放された者たちの反論

追放者の大部分は、特別審査局リストに示されているように共産黨員及び共産党支持者と目された者であった。その中には、1949年2月に起こされた多田小学校事件でデュベルから名指しで追放を求められていた多田小学校の佐藤源衛、江木定、中島千代の名前も確実にあった。また、非常勤を含めて20名の都教組執行委員会には5名の共産黨員（副委員長金子霊学、書記次長佐藤光雄、執行委員堀切路夫、早乙女菊王、杉山連太郎、沼尻正司）がいたが⁽¹⁾、この5名だけが正確に追放の対象とされていた。東京都における教員の「人事刷新」も他の府県と同じく、政府・文部省の方針と指示に従ったレッド・パージであったことは明らかである。

これについて、当事者の反論を石橋勝治と松江隆信とについて紹介する。

① 石橋勝治の反論

レッド・パージの対象者の一人に、四谷第六小学校の石橋勝治がいた。石橋は、戦後草創期の教員組合運動の有力な指導者であると同時に民主主義教育協会（略称、民教協）の中心メンバーの一人であり、戦前の郷土教育・綴り方教育・自由教育の教育実践の蓄積の上に、戦後社会科をはじめとする教育実践・教育研究に関して積極的な提言を行っていた。四谷第六小学校の教育計画には彼の考えが強く反映していたが、教科の構想について石橋は次のように述べている。

教科の再編成をし、民主的な内容で、「科学的合理的な教育方法」をとることにした。教科としては自治活動のほかに、社会科教育を創設した。国が社会科の授業を開始させたのは昭和二十二年九月二日である。わたしが社会科教育をはじめたのは昭和二十一年四月である。これは戦前の教育実践の歴史の上に立って新しい社会情勢の中で開始されたものである。文部省が実施を決定したいわゆるアメリカ式社会科教育とは本質的に異なったものであった。⁽²⁾

1947年7月、四谷第六小学校は、自主的な学習と子どもの自治活動および社会科研究の成果を全国に公開するため「新教育研究発表会」を開催し、このなかで「科学的合理的教育方法の確立」と銘打って全国に先駆けて社会科の授業公開を行っている。四谷第六小学校および石橋の教科教育・社会科教育は、生活の実際根ざし、子どもの興味・関心と同時に教師の指導性と社会科学的認識の方法、教科の系統性を重視するという点で、「文部省が実施を決定したいわゆるアメリカ式社会科教育とは本質的に異なったもの」を目指していた。⁽³⁾ さらに四谷第六小学校では、学級自治会を基礎に全校自治会、地域子ども会による自治的子ども指導や「学校管理と運営は従来の方式を改め教師（職員会議）の代表者である校長と、学校分会（組合）の代表と、PTA（ここでは父母）の代表と、少年協議会（児童自治会）の代表団が集まってそれぞれ問題を提出し意見をのべ協議して問題解決にあたる組織方法」⁽⁴⁾という面でも、当時、先進的な実践の先導者の役割を果たしていた。かの悪名高きデュベルでさえも、四谷第六小学校を視察した際に、「これまでに東京の学校を九十九校視察した。明日また一校を視察する。今まで視察した学校の中で、きょうまでは四谷第六小学校が一番よい。明日視察する学校が四谷第六よりよければ別だが、そうでなければ、この学校は日本一だ。」⁽⁵⁾と評価したと言う。

そのような石橋にとって、処分理由の一つに挙げられていた「担任児童の指導に妥当と認められないことが多い」というのは到底承服できないことであった。石橋は、「私は永年にわたり、子どもと教育に情熱をかたむけ、うちこんできた。そして、たびたび、あなたがたから表彰された。したがって、私はあなたがたから『成績不良』よばわりされる覚えはまったくない。」⁽⁶⁾として、次のように反論している。

担任児童の指導に妥当と認められない事例が多いと言っている。だがこれもまたまことにひどいでたらめなもので侮辱も甚だしい。（中略）かつてわたしに東京都の課長や視学や、新宿の視学たちは何と言ったか。石橋先生は教育理論の研究も、学校の中での働きも、教室の経営や授業もまことに見上げたもので敬服するほかない。努力にも感謝する。このような教員を首にすることはまことに惜しい、と言ったではないか。文部省はかつてわたしに全国の子どもたちが使う教科書をきめるための、教科書の検定基準をつくらせたり、教科書の検定調査員を言いつけたではないか。文部省教育研修所はわたしに全国研究協議会のときなど自治会指導の講師や司会者にしたではないか。東京都ではこの冬休みの子ども会指導者講習会に自分たちの手で、わたしを講師に指定して印刷物をつくって各関係団体に配布したりしているではないか。これはわたしの指導を妥当と認めたからではないか。それでも担任児童の指導に妥当と認められないことが多いからやめなければならないのだろうか。⁽⁷⁾

② 松江隆信の反論

松江隆信は、一旦は勧告を不当として休職処分となったが、その後退職願いを提出し依願退職となった。松江は、退職後も処分を不当として教育委員会再審査を請求し、処分の撤回を求め続けていたが、その理由について再審査請求書において次のように詳述している。⁽⁸⁾ 当時の原資料として貴重なものなので、やや長文ではあるが全体を紹介することにする。

再審査請求書（写）

住所 東京都新宿区上落合二丁目六百六十七番地

氏名 松 江 隆 信

明治四十一年十月五日生

勤務場所 東京都港区立麻生小学校

身分 教諭

一、処分の性質及び時期

昭和二十五年二月十五日辞職勧告を受けたるも、その理由左の三項の反証のとおり不当につき、受託を拒否して一応休職処分にされたるが、休職給にては生活の脅威を感ずるにいたり、遂に止むなく、二月十七日依願退職届を書きたるものなり。

従って本件は、本人の意に反したる不利益処分を受けたるものと考えられる。

二、処分に対する不服の事由

（一）勧告理由一の前項

昭和二十一年初めより、二十二年五月組合専従者となるまで、教職の本分をかえりみず常時欠勤多くして勤務を怠った。

一の前項に対する反証

昭和二十一年三月末まで六年生担任にて、当学年は疎開引揚げ児童のため、学科のおくれがあり、それを取り返すためと、進学指導のため、殆んど欠席せることなし。

また、昭和二十一年九月まで四学年担任であり、しかも東京都教育労働組合の中央委員であったが、委員会又は組合事務を扱う場合など、授業終了後、校長の承諾のもとに出張していた。よって欠勤など殆んどなし。

昭和二十一年十月より、東京都教育労働組合執行委員兼全日本教員組合協議会財政部長として、組合専従者をなしていたけれども、現学校長承認のもとに出張していた。しかしながら学校に出頭せざる日殆んどなし。(出勤簿参照のこと)

勧告理由一の後項

昭和二十二年帰校してより、協調性がなく、同僚の排斥を受け、一年間学級担任をさせられず、ために勤務成績が上がらなかった。

一の後項に対する反証

全員協議会により、共産党員なるが故に、父兄の思惑を考慮して、当分学級担任をしない方がよいのではとの一部の意見もあり、それに従って七ヶ月間学級担任をしなかったのである。また、その時点には、学級担任の空もなかったのである。

ここで、当局がこの政党加盟云々の問題を取りあげるとすれば、当局は憲法に示された結社の自由、政党加盟の自由に、反対の意思を表示したものと断ぜざるを得ない。

なおまた、小生が正式に担任しなかった期間は、一年間ではなく、昭和二十二年九月より二十三年三月までの七ヶ月間であった。しかるにその間、最初の二ヶ月間は、病気欠勤教師の学級を補充担当し、その後、五ヶ月間は、病気永欠教員担当の二学年の補充担当として連日教壇に立っていた。

(二) 勧告理由二項

日常学校内の言動に学校の方針と背反し、同僚の不信感をかうなど学校運営上非協力である。

二項に対する反証

学校の教育方針は、校長を中心に運営委員会において樹立し、運営してきている。

現に小生は、その運営委員会の一員であり、同僚の信頼のもとに選出されていたものと心得ているし、また、樹立された教育方針は率先遂行していたはずである。背反とか非協力とかの態度などは毫も考えられない。

反証結論

右の勧告理由二より、今回の人事刷新に該当する不良教員との結論を与えられたものと考えられるが、小生は、昭和二十三年六月八日付で文部省教科用図書検定調査会の調査員に推薦され任命されており、また、昭和二十五年一月二十日、現学校長より、高等学校教員免許状下付願申請書中に、成績優秀なる旨の証明書が添付されている。

何故をもって整理対象者にしたるか理解に苦しむところである。よって、被整理に不服である。右の通りの反証にもとづき再審査を請求いたします。

昭和二十五年三月十日

右 松江信隆

東京都教育委員会殿

(二) 父母・児童生徒の支援運動

1949年10月16日の都教組と宇佐美教育長との会見で、「人事刷新」という名のレッド・パージの実施が東京都においても必至という状況が明らかになってから、急速に都教組と同時に父母、児童の反対運動が全都的に展開された。

たとえば、石橋勝治が担任をしていた2年1組の児童は、石橋の追放が伝えられるなかで、10月に以下のような嘆願書をクラス全体で作成し、さらに一人一人全員の嘆願作文を添えて学校、区役所へ提出している。⁽⁹⁾

[2年生子どもたちの嘆願書]

先生をやめさせないで ください 二年一組で きめた こと

ぜったいに 石橋先生に やめて もらっては こまる. やめろと いったら いやだ.

やめさせると いったら, 先生の あとに ついて 行って おそわる.

四十五人で みんな でて 行って 先生に おしえて もらう.

ほかの 先生が きても おしえて もらわない.

これを きめた 二年一組の みんなの なまえ

(以下, 45名の名前を連署)

くみの人 ぜんぶで 四十五人

墨田区小梅小学校では、10月19日に父母会が開かれて「小林先生を守る会」をつくり、署名運動をはじめ、10月24日には、父母と児童が1400名の署名を持って教育委員会に陳情を行った。小梅小学校ではレッド・パージの対象者と噂されていた他のクラスでも父母会が開かれ同様の行動が起されている。

また港区麻生小学校でも、PTA役員がパージを噂されていた担任教師を心配して、10月に「松江先生を守る会」「入江先生を守る会」を結成して800名を超える署名を集め、数度にわたる教育庁交渉、校長への申し入れを行っている。⁽¹⁰⁾

このような父母・児童の運動は1949年10月以降各学校単位で継続的に展開されたが、処分発表後の1950年2月以降は一層激しさを増し、児童の街頭デモまで見られるほどになった。たとえば、四谷第六小学校の動きは次のように報じられている。

石橋勝治先生はじめ四先生の首切りを聞いた四谷第六小学校の生徒たちは首きり対策委員会をつくり協議した、14日あさこれらの対策委員は登校する生徒たちに「今日はストライキをやるんだよ」と外苑にさそって生徒大会を開き「先生の首をきるなら学校ゆかない、区役所へ行って理由を聞くんだ」と決議、先生たちと父兄代表をつれ約二百名の生徒が手に手にプラカードをもって新宿区役所へおしかけた。⁽¹¹⁾

また、中野区多田小学校では4名の教員が追放の対象とされたが、ここでも児童の反対運動が組織されている。

都の教員整理により四谷第六小学校では13日学童が「クビ切り反対」のデモ、生徒大会などを開いたが14日朝は中野区多田町の多田小学校六年生の一クラス、三年の二クラス、一年の一クラス約二百名の学童が帳佐校長の制止もきかず「正しい先生をなぜクビにする、など、教室や廊下の壁にベタベタとポスターやスローガンをはり、一部の学童はプラカードを立ててアジ演説をやるなど沈うつな空気をただよわせている。同校は赤い教員として六年、三年、一年の担任教官一名ずつが今回の整理の対象になったが、13日この発表を見た教え子たちは同午後二時、中野区役所で開かれる校長会議に出席しようとする帳佐校長を学校表門でつかまえ「先生のクビ切りの理由を説明してくれ」と迫り、校長の自転車をうばい、ヌカミのなかに押し倒したりしたという⁽¹²⁾

4名の休職者を出した中野区多田小学校では…一部生徒がPTAの一部と歩調を合せ、十三日以来帳佐校長の周りを囲んで、先生の留任を要求して泣き叫び、このため校長は室の出入りもできず、中野署から武装警官が出動するまでの騒ぎまでに発展、

授業ができないため十六日あさこの騒ぎが落ちつくまで当分の間四学級の休学を発表した…。(13)

児童、父母による同様の運動は、他にも四谷第四小、墨田区光明小学校、墨田区小梅小学校、新宿区四谷第四小学校、足立区柳原小学校など多くの学校で組織されていた。(14)

このような動きにたいして「東京新聞」は、「学童を食う極左」というタイトルの社説をかかげ、「目に余る児童の行動の陰には『軍師』がついている。児童に連れられて区役所へ行った当の一部教員と一部父兄が『軍師』であることは疑いあるまい。」(15)と断じている。しかしこのような非難は、長期にわたり広範に展開された児童、父母の運動の源を正確に説明するものではなかった。

これにたいして、小梅小学校の小林金治が一人の父親の署名運動の事例を紹介している。署名運動には、家族総動員で二百五十名も署名をあつめてくれた人もあったそうであるが、ある父親の一人は、地方巡業中に子どもからの連絡で、わざわざ巡業中の一時をさいて帰京し、一人でも多くと署名運動をやり、時間がなから子どもに手紙を託して旅立っていった。そこには「走り書きにて失礼します。日頃先生の暖かき教訓を頂いて居り子供は先生とお別れするに忍びず、私共も小林先生の常に正しき教育方針には心から敬服致して居ります処から、此の際一人でも御署名を多くお願い度いと思ひまして皆さんに御願ひいたしました。満足なる運動も出来ませず、誠に残念に思つて居ります。(中略)何時迄も小梅の先生として御指導下さる事を陰乍ら御祈り申して居ります。」と記されていたという。(16)この父親の手紙とそこで語られた心情は、これまで紹介してきた父母や児童のそれと共通するものであり、そこにこそ半年間にわたる父母、児童の担任教師を守ろうとする運動の原動力を見ることができる。四谷第六小学校を追放された井出弘子は「思えば、対象者になったいわゆる赤い教師たちは、当時すでに、おちこぼしをしない教育のために奮闘していたから、勉強ができないとか貧しいが故に、今まで保守的な教師にうとんぜられがちだった子どもたちが支持してくれ、さらに、いわゆるできる子たちは、自分の頭で、これはおかしいと考えて、支持してくれた」(17)と記しているが、東京都で展開された父母、児童の運動は、その意味ではレッド・ページの不当性を最も鋭く告発する判定盤であったと考えられる。

(三) レッド・ページにたいする都教組の対応

① 辞職勧告までの運動

教職員組合の抵抗闘争の強さは、父母、児童の継続的で広範な運動とならび東京都の教員レッド・ページの特徴をなすものであった。日教組の各都道府県における教職員組合のレッド・ページに対する対応は、圧倒的多数が事前においては形式的に反対の声明を出すのみなどの消極的対応に終始し、事後においても被追放者の支援を放棄し事実上レッド・ページを容認するものであった。これにたいして都教組は、教職員組合として積極的に反対運動を組織し、事後においては長期にわたる被追放者の闘いの支援を組織した点で、秋田、新潟とならび全国で特筆すべき地位を占めていた。

都教組は、1949年10月13日の第10回委員会においてレッド・ページにたいする対策の検討を開始し、10月20日の第11回臨時委員会において基本的な対策を確認した。基本対策では、①対内的には啓蒙宣伝活動をつうじて校長を含めて反対運動に共同して立ち上げられる組合内部の組織態勢を確立すること、②対外的には、教育白書の普及、署名運動、PTAの懇談をつうじて父母や一般大衆が自主的に立ち上がって陳情や請願などの運動を展開できる状態をつくること、③理事者に対しては、団体交渉をつうじて、「かく首はしない」、「事前に話し合う」との言明をとること、を基本方針とし各支部が実情に即した具体的運動を即時展開するよう指示している。また対策の一環として、「単に特定の政黨員であるとか、組合活動に従ったものとか、或いは性別による不当かく首」に対して「東京都教職員組合は教育民主化のために、このような不当かく首に対

しては強く反対する」旨の声明書を発表して、いわゆる「人事刷新」に関する都教組の基本的姿勢を内外に明確にした。その後、10月24日に教育委員会に対して不当かく首反対の要請書を提出の上、10月26日にひきつづいて11月7日に教育庁交渉を行い、不当かく首反対と「1. 整理基準については組合と話し合うこと 2. 退職辞令を出す場合は理由を明示すること、3. 予告期間は1週間以上とすること 4. 予告手当では2か月以上とすること」等を申し入れた。⁽¹⁸⁾

また、都教組執行部のこのような運動と平行して、各支部・学校において父母や他労組と連携した多様な運動が展開されていた。都教組のこのような運動は、成田教育長の殴打事件というハプニングも重なって、全国の殆どどの府県において既にレッド・パージを完了していた12月時点においてもなお整理基準の決定を審議できない状態に教育庁を追い込み、東京都の「人事刷新」問題は年を越すことになった。

苦境に立った都教委は、1950年1月12日の教育委員会において既述のように成田委員長問責声明の発表という異例の措置を取ることによって殴打事件に区切りをつけ、1月20日、都教組をはじめ父母・学童や労働組合員約千名が庁舎を取り囲むなか数百名の警官を動員するというものものしい雰囲気の中で「刷新基準要綱」をようやく決定した。そして、2月13日ついに辞職勧告の実施にいたる。この間に都教組は、整理基準上程阻止とその実施の延期・縮小をもとめ数万のビラの配布、他労組・団体との連携、父母へのはたらきかけ、教育委員への自宅訪問、集会と陳情行動、教育庁交渉などの運動を組織の全力をあげて展開した。また、整理基準決定後は、実施の延期、基準の解釈と実施規模の縮小などを求め連日教育庁交渉を続け1月26日までに28項目にわたる確認事項を認めさせている。また、各分会・支部においても、「請願、決議、陳情、要求などの闘いが二月中旬を山に、児童、父兄、民主団体、組合員の連帯の中で、学校で、区役所で、教育庁でそれぞれの色彩と規模ではげしく闘われた」という。⁽¹⁹⁾

後日、石橋勝治は、「この闘いに最初負けるとは思わず勝てると思った。教師、父母、地域の協力、支援によってやれると思った」⁽²⁰⁾と証言している。石橋をしてそのように思わせる支援の広がりや運動の高揚がそこにはあった。

② 事後の処分撤回・復職要求運動

都教組はこのような実施阻止の運動を進める一方、パージが実施された場合の事後対策を1949年11月から検討していたが、辞職勧告の実施がせまった1950年2月9日の第18回委員会で正式にこれを決定した。その概要は、①辞職勧告への対応は本人の自由意志に委ねる、②勧告を受託し依願退職となった場合は、復職、職場斡旋、救援資金支給を行う、③勧告を拒否し休職となった場合は、教育委員会審査を希望する場合は組合として強力に闘い、また救援資金の支給を行う、④救援対策として、救援規定をつくり救援資金の徴集、救援委員会の設置を行う、というものであった。この方針は、勧告にたいする対応を本人の自由意志に任せなどの不十分な面もあるが、組合が組織としてパージされた者の闘いの支援を決定するという全国的にも数少ない積極的なものであった。辞職勧告実施後、都教組はこの方針に基づき、撤回を求める教育庁交渉や教育委員会再審査、そして長期にわたる裁判闘争の支援に取り組んでいくことになる。

都教組は、辞職勧告直後の1950年2月16日、臨時総会を開催し不当首反対声明書を決議するとともに、救援対策として救援金支給、教育委員会公開審査請求・地裁提訴などを決定した。

組合員一人から50円ずつ徴収した救援資金は希望者にたいし3ヶ月ほど支給された。不当首反対・辞職勧告撤回の中心舞台は、教育委員会審査及び法廷闘争であったが、当時、教育公務員が意に反した不利益処分を受けた場合の法的救済策は、地方労働委員会への提訴、教育委員会への審査請求そして裁判所への提訴という三つの方法があった。また、行政事件訴訟特例法によって、裁判所への提訴は教育委員会審査請求の3ヶ月後でなければできないこととされていた。

東京都の被処分者は、法廷闘争を目指し、1950年3月にまず教育委員会審査請求をおこなった。退職勧告を受託し依願退職となった81名については審査請求は6月にいち早く却下されたが、退職勧告を拒否し休職となっていた7名については、1950年6月29日から公開審査が開始され44回におよぶ審査をへて1952年9月30日に決定がだされた。その結果、1名については処分取り消し、その他の6名の請求は棄却されたが、1名についてはその直後に復職が認められ事実上請求は受け入れられた。一方、教育委員会審査請求と並行して1950年8月10日の都教組委員会で地裁提訴の件が承認され、1950年10月以降、東京地裁に依願退職者72名と勧告拒否者3名の二つのグループが処分取り消し請求の行政訴訟を起こした。

前者の訴えについては1952年4月9日、訴えを全面的に退けた一部却下（19名）、一部棄却（53名）の判決が出された。他方、後者の訴えに対しては、1954年8月30日、一部認容（1名）、一部棄却（2名）の判決が出され、堀切路夫については訴えを認め処分取り消しを命じた。⁽²¹⁾ これに対して双方が東京高裁に控訴したが、1959年1月30日の判決で双方の訴えが斥けられ地裁判決が確認された。都教委はいったんは最高裁へ上告したが4月29日にこれを取り下げたため、堀切路夫の勝訴がここに確定した。8年間の長期間にわたる法廷闘争の成果であった。

結局、法的救済運動をつうじての処分取り消しは3名に留まったが、これについて弁護団の一人である佐伯静治は「その多くは、当時の厳しい状況の中で、意に反して退職を認めることを余儀なくされ、多くが労働組合から見放され、棄てられて孤立したたかいを余儀なくされた。その中で、都教組の場合もまた、多くの人が依願退職を余儀なくされるという悲痛事はあったが、法廷闘争は終始一貫して組合の支持の下に戦われ、拒否者7名のうち3名の勝利…をかちとった。このようなことはレッドパージ法廷闘争ではまったく稀有の事例であった。にがく、いたかったこの闘争のなかでの一つの慰め、明るさだったというべきだろう。」と評価している。⁽²²⁾

レッド・パージ反対闘争の成果は、これに留まるものではなかった。反対闘争が、追放の実施時期を延期させると同時に当初700~800名といわれた追放の規模を縮小させる抑止力として働いたことが予想される。都高教（東京都高等学校教職員組合）は、「その結果、一〇〇名に近いリストが準備されていたにもかかわらず、その一割程度の者が整理されたに止った。問題が後に残ったものもあったが、組合としては大きな勝利をおさめたものといえることができる。」⁽²³⁾ と評価している。

（四） 都教組のレッド・パージ反対運動を支えた要因

1947年6月8日の日教組の結成と並行して東京都における教職員組合統一の動きが進行していたが、1947年7月5日、左派系の全日本教員組合協議会（全教協）の中心であった都教労、右派系の教員組合全国連盟（教全連）の流れをくむ都教協、それに中立組合の統一による都下の二万の教員を一丸とした東京都教職員組合（都教組）が誕生した（7月7日には、これに大学高専組合が合流して幼稚園から大学までを含む東京都教職員組合連合・都教連結成）。

当時の執行部の状況を、初代の文化部長に就任した片岡並男は次のように描いている。

執行部の中立派は、ごく少数で、わたしのほかには、最近勤評拒否で有名となったI校長ら数人であった。執行部では右派が多数派であった。しかし活動の主導権は左派にあった。いま考えてみれば、当時の左派の闘争理論や闘争方式は、労働組合の活動を権力闘争に集中させる共産党の指導理論をそのまま教組に持ちこんだものだった。が、右派にはこれと切り結ぶ理論がなかった。いわば現実密着主義で、妥協主義に近かった。左派に対抗して地歩をすすめるには、おくれた大衆の線に沿うことが最も安全・有利だったからだろう。執行委員会でも、大会でも、左右の対立する主張を調整して、やや左寄りに決着させるのは、たいてい、厳正中立のIの役割だった。そして、わたしは、いつも左派の理論に教えられ、おおかたはIの調整

に賛成だった。と、同時に、左派グループの人たちの、まったくの献身的な態度に尊敬を覚え、この人たちに親しみかける機会が多くなった。⁽²⁴⁾

思想的潮流と路線を異にする組合の統合によって結成された都教組は、他の地方教組でもそうであったように、組織内に左右の対立・抗争の芽をその誕生時から内包していた。そして政令201の公布を初めとする教員組合運動への外的規制の強化や労働組合内に「民同」育成という反共政策の表面化は、内包していた対立・抗争を激化させることになり、都教組においては共産党のフラクション活動に対抗する形で右派の結集体として「極右極左の陰謀を排撃して組合を守り、その運営を徹底的に民主化する」などのスローガンを掲げ都教組革新会議が1948年10月に結成された。このように都教組内における「民同」として姿を現した革新会議はその後鳴りをひそめていたが、日教組別府大会後の1949年2月20日に会議を開き「党員名簿を作り革新会議のポイントに配布し、役員改選には党員を出さないようにする」、「多田校事件は正に教育基本法違反であり、組合統制を乱すものであるから、極左分子は追放する」などを内容とする共産党排撃の方針を確認している。しかし、革新会議はその後、目立った活動を組織することなく自然消滅の形に追い込まれることになった。これに対して左派・共産党勢力は、日常の具体的な組合活動を通じて勢力を次第に拡大し、1949年初頭にその勢力と影響力は占領期全体を通じてピークに達していた。

これとかかわって、堀切路夫は、レッド・パージ闘争を支えた要因として、都教組を下から支える組織的力量的蓄積を挙げ、これについて次のように指摘している。

このような勝利を長い期間のたたかいを経て勝ちとることができた背景には、教員組合の役割というものがありません。都教組が不十分さを含みつつも組合としてこのパージ問題を取りあげ、たたかったという点は、当時としては非常に積極なことでした。それから、法廷闘争をやるといふ点も、組合として承認したことでした。また、救援資金を準備して、三ヶ月程度一定の給与を保障してくれました。組合としてのこのような一定の積極面が我々のたたかいを支えてくれました。ただ、こういう積極面とともにつぎにふれるような弱点もありました。例えば、教育庁へ支援の動員を都教組として実際に指令したのは一月の二十日ですが、それまでの大衆的な処分反対運動は、分会、進んだ支部を中心に下からの自主的なたたかいとして進められたものでした。それがこのたたかいの特徴でした。そして、そのような下からの行動の盛り上がりは追認されて組合の方針のようになっていったわけです。

さて、このことの中に現れているように、都教組の積極性というのは、…分会を基礎にした下からのたたかいがある程度組めたということにあります。処分者の大部分は、組合の活動家であり、すぐれた現場の教育の実践家でしたが、それらの人々は組合本部・支部・職場と上から下まで相当の影響力を持ち、支持を受けていました。

当時、都教組の執行部は非常勤執行部を含めて二十名いましたが、そのうち五人は共産党員でした。この五人は全部首を切られました。委員長は伊藤吉春さんというリベラルな人で、そのこともたたかいにとってはプラスでした。戦闘的な支部も少なからずありました。いずれにしても、都教組各レベルにたたかう力が蓄積されていました。更には、各職場に、若い戦闘的な人も、戦前からたたかいを経てきたふるい経験のある人もいて、それらが協力して学校運営を民主的に進め、また、民主教育の実績を通して地域の父兄に支持されてきていました。これらの各地域・職場に根づいた力の蓄えというものが都教組のたたかいを可能にしたと言えると思います。…組合の中にも極めて強い反共的潮流もありました。⁽²⁵⁾

また、レッド・パージ闘争時の委員長伊藤吉春は、都教組の闘争の問題点について次のように述べている。

…翌二十日に刷新基準要綱なるものを決定した。都教組は直ちに対策を立てたが、すっきり絶対反対を打ち出してはいない。これについては後にふれるが、ともかくこの方針で一月二十四日から都教委交渉を行った。二十六日には断続して三回の交渉

を行った。…整理は絶対に承認しなかった。…そして事後の対策に全力を挙げることになった。特に救援対策については、救援規定を別に作り必要に応じ救援資金を徴集する、救援対策委員会を設けるなどをきめた。⁽²⁶⁾

今だったらより強力な闘いもできたであろうが、この時はこれで精一杯であった。その理由の第一は、米軍の占領中で、占領軍が超憲法的な権能を持っており、その占領軍が実際の執行者だったという悪条件があった。第二に、都教組が結成されてから僅か三年でまだ十分に組織が固まっていなかった。それに共産党員が整理されることを歓迎するような空気が一部にあったことは事実だったから、組織が一丸になって闘い抜くというところまではできない状況があった。それで本人の意思にまかせるというようなことになったのである。⁽²⁷⁾

七 レッド・パージの影響

(一) レッド・パージが教員組合運動に与えた影響

都教組では1949年11月4日、委員会を開き日教組塩原大会派遣の代議員選出を行ったが、「定数16名中、左派は一人も当選せず、僅かに中立系とみられる伊藤吉春委員長が代議員として選出されたのみで右派の圧倒的勝利に終わった」。⁽²⁸⁾ 半年前の前回大会（第5回飯坂大会、1949年5月）においては、運動方針をめぐり日教組の左右両派が激突したが、その折の左派の急先鋒は都教組選出の佐藤光雄代議員であったことを考えると昔日の感がある。レッド・パージ計画の進行が都教組の組織内に確実に反共的雰囲気醸成していった結果であると考えられる。

地方軍政部・地方民事部は、都教組の動向をどのように評価していただろうか。

1949年5月初め、東京軍政部教育課長のデュペルは1949年4月の軍政部定例活動報告に次のように記していた。

都教組のリーダーシップは完全に日本共産党の支配化にあることは、もはや疑いの余地がない。東京において組合は、教育システムの民主化にとって最大の障害物として取り残されている。教育担当官が知る限りでは、これまで組合は教育について建設的なことは何一つやってこなかった。⁽²⁹⁾

「完全に日本共産党の支配化にある」というデュペルの報告は正確ではなかったが、この時期は都教組における共産党の影響力が戦後のピークにあった時であった。

他方、関東地区民事部長として、1949年6月から関東を舞台にアメリカ教員連盟をモデルにした教員組合の「再組織と再編成」（＝反共・労資協調・専門職化）の猛ドライブを展開したフォックスは、1949年12月初旬に、「教員組合を民主的路線に沿って再組織し、建設的なプログラムに注意を向けるという点で、好ましい進展が見られた。急進的な政治的傾向をもった役員は辞任し、穏健な、時には専門職的思考をもった役員にその席を明け渡している。」⁽³⁰⁾と報告していた。このような中で、「栃木と東京は、好ましい再組織と手続きにおいて最も進展がなかった」と否定的な評価が与えられていた。⁽³¹⁾しかし、関東地区の教員組合が全体的に、日教組の古臭い「闘争」や「反対」路線から脱して「建設的なプログラム」を有する健全な成長を遂げつつあることに満足感を示していた。また、関東地区の教員組合は、かれらにとって次第に煩わしい存在ではなくなっており、組合はその方針と行動において萎縮しているとフォックスには映っていた。組合費の意図的未納や組合からの脱退も見られ、教員組合は組合員への権威と影響力を低下させているともみえていた。フォックスは、組合の役員選挙において好ましい役員が増大するという傾向は見られるが、「候補者が払底しているため、組合を支配しようと組織的な企みをしている少数者の手に再び組合を引き渡す組合

もいくつかある」という懸念を示し、このような好ましからざる状態が東京都にあると考えていた。300名の教員を調査したところ殆んど役員選挙のあることを知らず、32の役員ポストに33名しか立候補者が予定されていなかったからである。このためフォックスは、都教組に対して「(1)組合の民主的運営がなされるよう選出と選挙手続きを変更する。(2)組合規約を改正する」ことを要求した。⁽³²⁾

1950年3月の組合の年次総会の結果にフォックスは満足を示している。「東京にだけ主要ではない委員会の役職に2名の同調者がいる」が、「共産党員及び同調者のすべてが主要な組合ポストから排除された。」からである。⁽³³⁾

フォックス攻勢とレッド・パージのもとで、関東地区の教員組合で進行していた変化はこのようなものとしてフォックスには映っていた。

（二） レッド・パージが教育民主化に与えた影響

246名の共産党員を中心とする左翼的教員が東京都の教育界から追放されたことは厳然たる事実であるが、それが教育民主化におよぼした影響はどのようなものであったのだろうか。ここではこの問題を考察する手がかりとして、四谷第六小学校の進歩的教員グループが掲げ実践していた「教育復興綱領」（1949年6月）の検討を行いたい。これは追放された教員グループ全体に共通する教育実践・教育研究と教育運動の指針と見做すことができるからである。

綱領は、「一 教育内容の植民地化から子どもたちを救う」「二 子どもたちを不良化する政策をうちやぶる」「三 亡国教育予算に反対し、学校を破壊からまもる」「四 教員の政治活動、経済生活を保障せよ」の四項目から構成されている。⁽³⁴⁾ 以下、その要約を紹介する。

第一の内容は、教育内容、方法に関わるものである。CIE・文部省による「新教育」を、基本的法則・基礎的知識の体系的教育を無視し、学力低下を招き、反人民的な内容を含む「教育内容の植民地化」「植民地的教育内容や方法」としてこれを批判している。児童中心主義や経験主義、コア・カリキュラムなどの新教育を特徴づける中心的な理論や内容・方法が批判の対象とされている。そしてこれに対抗する理論、実践として提示されたのは、授業や生活指導における教師の指導性を明確にし、科学的・系統的な教育内容の編成と教育をつうじて確かな社会認識・自然認識の育成をめざし、すべての子どもたちに基礎学力を保障するという教育指導論であった。これについて綱領ではつぎのような趣旨の指摘をしている。

- ① まず教室の経営・教科の指導においては、教師は指導者であるという意識を強固にもたなければならない。教師自身が必要な一定の方向と内容を持って、教師が子どもたちに教えるものであり、且つ導きだすものであるという態度をもたなければならない。
- ② 教授の過程は子どもたちの興味や心理の発達を考慮し、これを活用し効果あらしめるということは当然のことではあるが、どこまでも論理的に編成された教科教材によって、体系をもった組織的系統的な指導が基本にならなければならない。したがってその指導方法は科学的であって、具体的なプランをもって臨みかつ教えることが重要である。
- ③ 教科全体は科学的に論理的に一定の方向に組まれ組織的に進められるものであって、子どもたちの問題発見や興味によって選択するというものであってはならない。
- ④ 日常の授業で最も努力を集中しなければならない点は、読み方、かき方、きき方、作文や算数などの基礎学力、科学的自然認識や社会認識を育てる理科や社会、表現鑑賞創作のできる図工や音楽などが最も効果的に実力となって子どもたちの身につくように具体的努力をすることである。なおまた、コアカリキュラムは、理論的にも反人民的であり、方法的にも莫大な欠陥をもつものであり、現在の日本に不適切であって、学力及び内容を低下させるものであるから反対である。

また、教師の指導態度については、「子どもたちには自覚を促し責任をもたせるようにする。一人一人の子どもたちの能力が学級集団の中で十分に生かされるように指導し正義感をもたせるようにする。暴力によって子どもたちをなぐったり、無謀な威圧をくわえたり、正当な子どもたちの意見を殺したり、真実真理を否定するような指導をしてはならないことを主張する。」とし、このために「全校教科別研究会はもちろん、各種サークルによる自主的研究会をますます組織し、おたがいが民主主義教育に深い関心と理解をもち実践の背景となるようにしなければならない。」として教育研究の重要性を強調している。

この部分は、綱領のなかでも最も光彩を放つ一節であったが、それはGHQから共産主義的組織として警戒され「文部省を批判する側にたつて、たえず活発な論陣を展開してきたひとつのグループ」⁽³⁵⁾である日本民主主義教育協会（民教協）の展開していた理論そのものであった。

綱領は第二に、「子どもたちを不良化する政策をうちやぶる」として当時の劣悪な社会環境、生活環境のなかで子どもたちの不良化を防ぐために、学級自治会、学校自治会、地域子ども会の育成を重視し、また父母との話し合いや提携の必要性を提起している。自治会活動についても、民教協は少年組織研究部会を設け教育活動における重要な領域として位置づけており、その理論的リーダーであった石橋勝治が綱領に取り入れたものであった。石橋は、社会科で学んだことを実践する場が自治会活動であり、授業と自治会活動は教育活動における車の両輪であるとして、教育実践・研究において自治会活動を極めて重視していた。それは東京都の共産党グループに共有された考え方であり、レッド・パージにあたり児童・生徒が示した自主的な行動はこのような広範な実践抜きに考えられないものであった。

第三は、教育予算や施設・設備などの教育環境の整備・確保にかかわる内容のものである。「亡国教育予算に反対し、学校を破壊からまもる。」として「雨だれ校舎から子どもをまもれ。／こわれた設備施設は子どもの学力を低下させる。／教員をふやして子どもの学力低下を救え。／けが人病人の手当のできる衛生室にせよ。／学校給食を無料で配給するようにせよ。／教科書、学用品、通学用品の配給を合理化せよ。／病弱児・貧窮児の対策。／生活破壊とともに増加する遅進児・劣等児といわれる子どもを救え。」などの要求を掲げている。生活貧困層や弱者への配慮が特徴である。

そして最後に「教員の政治活動、経済生活を保障せよ」として、税金、住宅、研究費などの経済的要求、公安条例に反対し政治活動の自由を獲得することを謳っている。

以上が教育復興綱領の概要であるが、これ以外に当時彼らが重要視して取り組んでいた課題として学校運営の民主化を除外するわけにはいかない。学校運営を民主化するために学校に公選の運営委員会を設置し、職員会議や公務分掌の民主的運営を図ろうとするもので、石橋勝治はそれを「校長機関説」という巧みな比喩で説明していた（戦前の「天皇機関説」（美濃部達吉）をもじったものであったことは言うまでもない）。運営委員会は、組合結成の初期に人事行政の民主化の一環として校長や視学の公選制を要求したのと並んで学校運営の民主化運動の結果実現したシステムであった。運営委員会の実際の権限や機能は組合の強弱によって相違はあったと思われるが、当時の東京都の学校においては相当数存在していた模様である。この活動が「学校運営上非協力のもの」という刷新基準に該当するとして辞職勧告の一論拠とされたケースも存在した。

教育復興綱領の起草者であった石橋は後に、「これが23年前の現実と、その条件下における教育復興のための綱領である。それは民族の独立、民主主義の教育、人間尊重の教育、自由と平和の教育、真理と真実を貫く教育、植民地教育から子どもたちを守る教育実践とそのための綱領であった。」⁽³⁶⁾と振り返っている。しかし、教育復興綱領は、レッド・パージによってそれを具現化し形を与えるべき担い手の中核を失うことになった。石橋は、教育復興綱領推進の「総本山」ともいえる四谷第六小学校においてさえ、レッド・パージの後は「普通の教育になってしまった。」⁽³⁷⁾と回想している。

次に、石橋らと志を同じくし「団体規正令にもとづいて積極的に登録したり、九月革命を心に念じて意気軒昂と追放された、いい意味でも悪い意味でも若かった」⁽³⁸⁾ 一人の青年教師・大竹俊市に、レッド・パージとは何であったのか、を問うてみよう。大竹は、当時の自らの教員生活を次のように活写している。

組合は私にとって、会議に出たり、集会やデモに参加したり、当局との交渉に火花を散らしたりすることだけではありませんでした。毎日毎日の生活や仕事の中で、自分がいかに封建制や資本のくびきから解放されるか、精神的物質的生活の向上をいかに闘いとるか、職場の民主化をどうすすめていくか、そして何よりも教師の本命である授業をいかにくみため、子どもとともにいかに成長していくか、それらすべてをおし進めていく立脚点としての組合でした。

デューイの教育思想や、その頃流行したコア・カリキュラムなどについて勉強したり討論したり批判しあったのもその頃でした。みんなでダンスを習ったり、よく映画を見にいったり、山にいったりスポーツをしたり、いつも仲間といっしょでした。また地域の人たちともよく交流しました。子どもたちの父母とはもちろん、今のPTA活動などという型にはまった接触でなくつき合いましたし、地域の青年とは若い者同士でいつの間にか親しい友達になりましたし、土地のボスたちとさえ、ある面ではケンカをしながら、結構話しこんだりすることもしばしばでした。

（中略）短かったけれども、そして占領下ではあったけれども、その頃の数年は、日本の人民が、自由とか平和とか進歩とか独立とかいうものの、ほんとうの意味とほんとうの尊さを知っていた、歴史の中でも特筆すべき一時期ではなかったかと思えます。⁽³⁹⁾

レッド・パージとは何だったのか—この問いに大竹は、「わたしにとってはレッド・パージとは、そういう楽しかった日々、充実していた日々、張切っていた青春の日々を奪いとられたことなのです。」⁽⁴⁰⁾と答え、レッド・パージ回想記のタイトルを「奪われた日々」と題している。それは一人大竹だけでなく被追放者共通の想いであつたらう。彼らは、未熟さや粗さを伴いながらも日本の戦後の課題をまっすぐに受けとめ、「教育復興綱領」とい形で教育の場での具体化に情熱的、献身的に努力していた—大竹の表現を借りるなら「いい意味でも悪い意味でも若かった」下からの教育改革推進の主体であつた。レッド・パージは、大竹や彼を含めた246名から青春の日々を奪うと同時に、教職不適格者の烙印を押し彼らを教育界から追放することによって、もう一つの戦後教育改革の可能性を奪い、戦後教育から「青春の日々」をも奪ったのであつた。

おわりに

本稿では、以下の諸点を明らかにした。

- (1) 全国との比較で、教員レッド・パージに対する教員組合、父母・地域の反対運動が最強でかつ児童・生徒の積極的な支援運動も展開されたという東京におけるレッド・パージの特徴を明らかにした。また、全国最強の反対運動を可能にした要因についても分析をおこなったが、さらにこの点は深める必要がある。
- (2) 被追放者たちの証言、記録を基に、前号の考察と合わせて処分の性格が不当なレッド・パージという性格を有するものであることを明らかにした。
- (3) レッド・パージが教員組合運動に与えた影響について、関東地方民事部資料を基に考察した。しかし、これは占領者の立場からの評価であり、組合資料を基にした検討と併せてさらに考察が必要である。また、レッド・パージが教育実践・研究と学校運営などの教育民主化運動に与えた影響について、「教育復興綱領」を基に考察した。教育実践・研究と学校運営に与えた具体的影響についての検討は今後の残された課題となっている。
- (4) 以上の考察をつうじて、東京における教員レッド・パージの実態に関して、これまでの蓄積に加えてそ

の全体像を全面的・立体的に描くことができた。

[注]

- (1) 堀切路夫「証言・東京におけるレッド・パージのたたかい」、関研二代表『七十年枉げざる道を一堀切路夫遺稿・追悼集一』「70年枉げざる道」刊行委員会発行、1993年、27頁。
- (2) 石橋勝治『戦前戦後を貫く民主教育実践の足跡』日本標準、1972年、330頁。
- (3) 石橋勝治の社会科教育を中心とする実践の評価については、以下の文献を参照。田中武雄『戦後社会科の復権』岩崎書店（1981年）、西村裕一「初期社会科の実践―「民教協」、石橋勝治、今井誉次郎を中心に」（東大教育学部教育内容研究室『教育内容研究』第5号、1986年）、菱山覚一郎「戦後民間教育運動の展開について―民教・民教協の社会科論―」（『明星大学教育学研究紀要』第7号、1992年）、勝野充行『子ども・父母住民の教育参加論』教育史料出版会（1996年）、田代高章「戦後初期における『自治』観の検討―石橋勝治の実践をてがかりに―」（『教育方法学研究』第22号、1997年）。
- (4) 石橋勝治、前掲書、329-330頁。
- (5) 石橋勝治、前掲書、455頁。
- (6) 稲垣正信「教員レッド・パージ整理基準と背景」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編、前掲書、103頁。
- (7) 石橋勝治、前掲書、512-513頁。
- (8) 松江隆信「こじつけの退職勧告」、東京都教職員レッドパージ三十周年記念集会実行委員会『レッドパージに抗して三十年』あゆみ出版、1980年、37-39頁。
- (9) 石橋勝治、前掲書、482-483頁。
- (10) 松江隆信「慙愧の念、いまひとしきり」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編、前掲書、219-220頁。
- (11) 「アカハタ」1950年2月15日付。
- (12) 「東京新聞」1950年2月15日付。
- (13) 「東京新聞」1950年2月17日付。
- (14) 父母、児童・生徒の運動について以下のような新聞記事がある。
 - ・足立区柳原小学校 うわさが広がった5日、担任の四年三組では学級自治会で、「(一)小林先生が前年度に担任した六年二組と合同自治会を開く、(二)お父さんやお母さんに頼んで校長先生に首きりをしないよう交渉してもらう」ことを決議。四年三組…では教員整理基準決定後の21日から全組生徒が街頭演説や首きり反対の署名運動にのり出し同組の父兄五十名のうち四十八名までが署名し、22日から全柳原町の署名獲得をはじめている。児童たちは「父兄のみなさまへ」という印刷物でよびかけている。（「アカハタ」1950年1月26日付）
 - ・教員首きりに地元民起つ 武蔵野市立第一中学校 反対申し入れ続く（「アカハタ」1950年2月1日付）
 - ・四谷第四小学校 二名の首きられた先生を出した四谷第四小学校では第六小学校と共同するとともに父兄、生徒代表五十名は都教育庁へ「よい先生の首をどうしてきるのです、れわれは絶対反対します」との決議文をもって抗議にむかった。（「アカハタ」1950年2月15日付）
 - ・教育庁へ学童陳情 14日朝から墨田区光明小学校や同区小梅小学校新宿区四谷第四小学校の児童、父兄代表多数教育庁に押掛け、特に小梅小学校の児童五、六代表約四十名は渋谷学務部長と会見、四名の教員整理を撤回するよう陳情したが、結局物別れとなり午後一時引揚げていった。（「東京新聞」1950年2月15日付）
 - ・吾孀第四小学校では15日早朝先生たちの知らぬ間に生徒たち約百五十名が「先生の首切りを止めよ」と区役所につめかけたが追いかえされた。（「アカハタ」1950年2月16日付）
 - ・よい先生を守りましょう 都立第三高女 生徒が憤激のビラ（「アカハタ」1950年2月16日付）
 - ・`授業に熱心な先生だ、 杉森中学 `正義のために闘う。と決議（日教組「教育新聞」1950年2月20日付）
 - ・みんなの学校が一つに腕組んで 首きられた先生を守る子供大会 四谷第六小で（「アカハタ」1950年2月20日付）
- (15) 「東京新聞」1950年2月18日付。
- (16) 村松（小林）金治「東京都墨田区小梅小学校の闘争―子どもと父兄が先生を守って―」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編、前掲書、251頁。
- (17) 井出弘子、前掲論文、153頁。
- (18) 東京都教職員組合『都教組十年史』1958年、256-257頁。
- (19) 佐藤光雄「東京における教員レッド・パージと反対闘争」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編、前掲書、127頁。
- (20) 教育運動史研究会（1982年8月24日、東大教育学部）における石橋勝治の証言（石橋勝治「東京四谷第六小学校における教育実践とレッド・パージ」）。

- (21) 教員レッド・パージ裁判については、明神勲「教員レッド・パージ裁判の検討（一）」（『釧路論集』第12号，1980年），明神勲「教員レッド・パージ裁判の検討（二・完）」（『釧路論集』第13号，1981年）を参照。
- (22) 佐伯静治「法廷闘争にかかわって」，教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編，前掲書，112頁。
- (23) 東京都高等学校教職員組合『都高教十年史』1956年，52-53頁。
- (24) 片岡並男「レッド・パージ—ある中立主義者のたどった道—」，勝田守一・他編『戦後教員物語(1)』三一書房，1960年，164-165頁。
- (25) 堀切路夫，前掲論文，27-28頁。
- (26) 伊藤吉春『勤評闘争二十年』音羽書房，1977年，274-275頁。
- (27) 伊藤吉春，前掲書，277頁。
- (28) 「日本教育新聞」1949年11月12日付。
- (29) Tokyo Military Government Team, "Monthly Military Government Activities Report AnnexE-1 Period 1 April to 31 April 1949", GHQ/SCAP Records, CIE(D)-01907.
- (30) Tokyo Civil Affairs Team, "Monthly Civil Affairs Activities Report AnnexE-1 Period 1 November to 30 November 1949", GHQ/SCAP Records, CAS(B)-02848.
- (31) Kanto Civil Affairs Region, "Monthly Civil Affairs Activities Report AnnexE-1 Period 1 December to 31 December 1949", GHQ/SCAP Records, CIE(B)-05529.
- (32) Kanto Civil Affairs Region, "Monthly Civil Affairs Activities Report AnnexE-1 Period 1 February to 28 February 1950", GHQ/SCAP Records, CIE(B)-05529.
- (33) Kanto Civil Affairs Region, "Monthly Civil Affairs Activities Report AnnexE-1 for April 1950", GHQ/SCAP Records, CIE(B)-05529.
- (34) 石橋勝治，前掲書，461-473頁。
- (35) 「時事通信 内外教育版」1949年2月17日付。
- (36) 石橋勝治，前掲書，473頁。
- (37) 石橋勝治，前掲証言。
- (38) 大竹俊市「奪われた日々—三十年後にみたレッド・パージ—」，教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編，前掲書，172頁。
- (39) 大竹俊市，前掲論文，171-172頁。
- (40) 大竹俊市，前掲論文，172頁。

(釧路校教授)